

公正取引・賃上げ分の確保をめざす 全労連・全国一般の取り組み

中島 康浩

大幅賃上げに不可欠な中小企業の公正取引について、中小企業労組を組織する全労連・全国一般がどのような方針を掲げ、どのような取り組みを行っているのか。中央本部の方針とともに、埼玉、大阪など地方組織の取り組みを紹介する。

また、この機会に、労務費の適切な価格転嫁を求める公正取引委員会（以下「公取委」）の最近の動向についても紹介したい。

1 情勢の特徴と中央本部の方針

まず、情勢の特徴について見ておきたい。

全国中小企業団体中央会は2022年7月に「中小企業労働事情実態調査」を実施した。その中で「原材料と賃上げ、利益の価格転嫁状況」を調べたところ、①原材料の価格転嫁を行った（行う予定）が79.9%なのに対して、②人件費引き上げ分の転嫁を行った（行う予定）は23.7%で、③利益確保分の転嫁を行った（行う予定）は24.3%であった。つまり、原材料の価格転嫁は進んでいるものの、賃上げ分や利益分はあまり進んでいない現状が浮かび上がったのである。

こうした実態を受けて、全労連・全国一般の2024年度方針は、「全国一律最低賃金1500円確立と中小企業支援の拡充を」の中で、次のように述べている。

（1）全国一律最低賃金1500円確立に向け、最低賃金法改正の実現を（略）

（2）中小企業振興の抜本的拡充を実現する、

というもので、具体的には以下のとおり。

- ① 各地方組織・職場は「景気回復署名（中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を求める要請）」を重視します。
- ② 各地方組織は地方労連などと共同し、商店街・中小企業（中小企業団体）・自治体訪問や要請・懇談をすすめ、各自治体の議会には決議を求めます。
- ③ 政府・自治体に対し、社会保険料の企業負担軽減や、親会社との公正取引、業務改善助成金の拡充やより良い制度の創設など、中小企業支援拡充を求めます。
- ④ 金融機関に対する指導・監督を強化し、貸し渋り・貸しはがしをやめさせ、資金繰りが困難な中小企業に、特別融資と支援を求めます。
- ⑤ 大企業の横暴を規制し、膨大な内部留保を労働者、中小企業、国民に還元させ、中小企業振興、公正取引・公契約のルールを実現します。併せて、横暴な支配をすすめる金融やファンドの規制を求めます。
- ⑥ 国や自治体に対して、中小企業への発注を大幅増額させることと併せて、契約金額引上げを要求し、会社に対しては賃金引上げを求めます。
- ⑦ 消費税を5%にし、大企業の優遇税制を是正し中小企業並みに課税します。
- ⑧ 中小企業、小規模事業者、個人事業主（業務請負、フリーランスなども含む）に新たな

負担を強いるインボイス制度は中止を求めます。

2 埼玉・大阪など地方組織の取り組み

全労連・全国一般の職場では、賃金・労働条件の改善と職場の民主的な発展を期して、「経営状況と決算内容」の入手に努めている。それを分析し、問題点を洗い出して改善を求める、「たたかう提案型」の職場闘争をすすめている。

もうひとつの運動は、前記の「中小企業振興の抜本的拡充」方針のうち、①項の「景気回復署名」の運動と、②項の「商店街・中小企業訪問」の地方・地域での具体化である。こうした運動について、全労連・全国一般の役員から周辺の状態を含めた話を聞いた。以下はその概要である。



東京の電子部品を作っている会社では昨年末、売上は過去最高だったものの、利益はむしろ減っていた。価格転嫁ができていないという話だ。春闘での交渉もなかなかうまくいかなかったという。製造業では、そういうところが結構あるのではないかと。

宮城の印刷会社では、下請単価がなかなか上がらないという。

愛知の製造業では、一次下請けは価格転嫁ができるけれども、二次、三次になると難しくなって、六次になるとほぼ無理だという。

埼玉の蕨市で2月に、商店街を30軒ほど訪問して「景気回復署名」を訴えた。すると、公正取引の話はあまり出なかったが、「最低賃金は上げないとダメだね」ということで対話が進み、人手不足問題やインボイス問題では対話が盛り上がった。最低賃金が上がり、職場の給料を上げないと人手が確保できないという悩みも結構出された。

大阪で組織しているのはサービス業が多いが、

価格転嫁が直接できるというのはほぼない、とみている。自動車教習所では、ガソリンなど様々な物価が上がっており、教習料金を上げたいけれども他校との競争や少子化問題もあってなかなか上げられない。そのために賃上げに回すのは難しいと経営者側は言っている。

自治体との関係では、上下水道の民間委託問題で中小企業を締め出す動きが進んでいる。宮城では、大きな自治体の事業には東北電力や銀行などとジョイントを組んで入札に参加することになり、中小企業は入札に参加する資格すら与えられない、中小企業が参入する余地が減っている。大阪でも上下水道は、以前は自治体が地元の中小業者に発注するケースが結構あったが、最近では、地元業者の手を離れて大企業に移管され、中小業者が締め出されて仕事が減っているという状況だ。これは、間接的な意味での不正な取引ではないのか。競争を煽って請負価格の引き下げを競うということではない状況をつくっていくことが地元中小企業の仕事を持続させるためにも必要ではないか。

全労連・全国一般としての春闘の取り組みについては、物価上昇を超える賃上げの実現を追求している。併せて、最低賃金を全国一律に時給1500円以上に引き上げるために、中小企業支援をすべきだと主張している。中小事業主も、社会保険料の減免や消費税率の引き下げをしてほしいと言っている。こうした要求について、今年は3月7日に中小企業庁や厚生労働省などに要請をして訴えてきた。また、「景気回復署名」を中小企業団体や政党に要請にいくことも取りくんでいる。

大阪では3月14日に、近畿経済局へ「景気回復署名」を提出して要請した。これに対する当局の回答は、「生産性向上に取りくんでいるところには補助金を出す、それ以外のところは基本的に難しい」「予算の制約がある」ということだっ

た。いま、国の予算は112兆円ほど。うち、中小企業関係の予算は1,700億円しかない。これについて近畿経済局は、「昨年から今年にかけて5,000億円くらい出している」と言っているが、これは補正予算だ。私たちは、一般予算で経済産業省や厚生労働省の助成金予算を引き上げてほしいという運動を進めている。

中小企業の6割が赤字で、しかも価格転嫁ができない状況の中で、この春闘でも賃上げの努力を事業主にしてもらってはいるが、大幅な賃金引き上げはなかなか難しいのが実態だ。

3 公正取引の実現に向けた政府・公取委の施策

こうした全労連・全国一般の要求や運動は、全労連・春闘共闘をはじめ他の中小企業関係の単産の運動とも連携・共同しながら、中小企業関係の行政に反映させてきた。ここでは、価格転嫁問題をめぐる公取委の最近の動きについて、紹介しておきたい。

(1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

昨年11月29日、内閣官房と公取委は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を発表した。その目的について、「原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適切な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である」とし、さらに「その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」とした。

指針のベースとなった2023年度「特別調査」の情勢分析は、本稿の冒頭に紹介した各種の価格

転嫁状況の数値とほぼ同じである。その上で、とくに「労務費率」の割合が高い業種での価格転嫁に留意するよう、6つの業種を挙げている。①ビルメンテナンス業及び警備業、②情報サービス業、③技術サービス業、④映像・音声・文字情報制作業、⑤不動産取引業、⑥道路貨物運送業、である。

次に、事業者が採るべき行動として、発注者には、①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引き上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること、など6項目の行動指針を示している。

また、受注者には、①労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと、②労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること、など4項目を挙げている。

(2) 価格転嫁要請に応じない悪質企業10社を公表

2024年になると、経済産業省と公取委の動きが活発化する。

3月7日には、公取委が日産自動車を下請法違反で勧告した。日産は、コストダウンの目標達成のために下請企業36社に対して、一度決めた支払代金から数%を減額していたもので、下請法の「減額の禁止」に該当すると認定して、再発防止を勧告したものである。

続いて3月15日、「コスト上昇分の価格転嫁円

滑化に関する調査結果を踏まえた事業者名の公表」について、優越的地位の濫用(独占禁止法違反)に係わるものとして、悪質企業 10 社を公表した。

①イオンディライト(大阪市)、②SBSフレック(新宿区)、③京セラ(京都市)、④西濃運輸(岐阜県)、⑤ソーシン(埼玉県)、⑥ダイハツ工業(大阪府池田市)、⑦東邦薬品(世田谷区)、⑧日本梱包運輸倉庫(東京都中央区)、⑨PALTAC(大阪市)、⑩三菱ふそう(川崎市)であった。

(3) 物価高、取引価格の据え置きは「買ったとき」に

さらに4月1日、公取委はインフレ下での価格転嫁のルールを整備するため、燃料や賃金などのコストが上がっているのに取引価格を据え置き「買ったとき」に該当するという、下請法運用基準の見直し案を示した。今後は、政府が公表するガソリン価格などをコスト上昇の根拠にする。人件費の価格転嫁も同じで、春季労使交渉の結果や最低賃金など労務費の増加が明確な場合、価格が据え置かれた取引は下請法違反の恐れが生じる。公取委は今後、新たな基準に基づき違反企業の指導や勧告を実施するという。

4月3日には、斎藤経済産業大臣が、日本自動車工業会を訪れ、下請中小企業の賃上げ・価格転嫁に向けた要請を行った。大臣は冒頭、「投資・賃金・物価が上昇する成長型経済へと何としても転換をしていきたいと強く思う」と強調した。ま

た、日産が下請法違反で勧告を受けたことについて、「サプライチェーンの隅々まで不適切な業界慣行を確実に一掃するよう、責任をもって早急に取り組んでいただきたい」と要請した。

(4) 全労連・全国一般の運動強化のために

これらの動向を受けて、全労連・全国一般の東中貢委員長は、下請単価を引き下げようとする大企業の不当な行為について、「下請代金検査官(162人=2022年8月時点)と下請Gメン(約250人)の方たちが頑張っているが、その人数が圧倒的に少ないのが実態だ。下請検査官やGメンを増やして大企業に睨みをきかせることも重要ではないか」と述べた。また、国や自治体に対して、「中小企業に対する支援をしっかりとやっていただきたいと思う。大阪では維新府政になってからの12年間で、ものづくりに関する予算が4分の1にまで減らされている。そういう意味では、中小企業支援を本気で要求する運動を、我々自身がつくっていかなければいけない」と強調した。

(なかじま やすひろ・労働総研会員)

※ 本稿をまとめるにあたって、全労連・全国一般の東中貢中央執行委員長(大阪府本部副委員長)、林博義中央執行副委員長(埼玉地方本部委員長)にインタビューに応じていただきました。